

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

保健福祉委員会会議録

令和 8 年 3 月 2 6 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

保 健 福 祉 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和8年3月26日(木)
- 2 開会場所 議会第2会議室
- 3 出席者 (9人)
- | | | | |
|-----|-------|------|------|
| 委員長 | 松尾伸子 | 副委員長 | 石原喬子 |
| 委員 | 中村謙治郎 | 委員 | 吉岡誠司 |
| 委員 | 岡田勇一郎 | 委員 | 中澤史夫 |
| 委員 | 風澤純子 | 委員 | 伊藤延子 |
| 議長 | 石川義弘 | | |
- 4 欠席者 (0人)
- 5 委員外議員 (0人)
- 6 出席理事者
- | | |
|----------|------|
| 区長 | 服部征夫 |
| 副区長 | 野村武治 |
| 総務課長 | 福田健一 |
| 福祉部長 | 三瓶共洋 |
| 福祉課長 | 古屋和世 |
| 介護保険課長 | 浦田賢 |
| 健康部長 | 水田涉子 |
| 国民健康保険課長 | 松上研治 |
| 環境清掃部長 | 遠藤成之 |
| 台東清掃事務所長 | 渋谷謙三 |
- 7 議会事務局
- | | |
|--------|------|
| 事務局長 | 鈴木慎也 |
| 事務局次長 | 櫻井敬子 |
| 議事調査係長 | 吉田裕麻 |
| 書記 | 塚本隆二 |
| 書記 | 遠藤花菜 |
- 8 案件
- ◎審議調査事項

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

案件第1 第38号議案 東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

案件第2 第39号議案 東京都台東区介護保険条例の一部を改正する条例

◎理事者報告事項

【福祉部】

1. 補正予算について資料1 福祉課長
2. 令和8年度介護保険料算定における特例措置について
.....資料2 介護保険課長

【環境清掃部】

1. 清掃車両の事故による損害賠償請求事件に係る和解について
.....資料3 台東清掃事務所長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 3時03分開会

○委員長（松尾伸子） ただいまから、保健福祉委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 今日はよろしく申し上げます。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。
それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、審議順序の変更について、私から申し上げます。

環境清掃部の1番、清掃車両の事故による損害賠償請求事件に係る和解については、審議の都合上、順序を変更して最初に報告を聴取し、公開しないことといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

（省 略）

○委員長 ここで、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、案件表の順序に戻ります。

○委員長 次に、案件第1、第38号議案、東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 それでは、第38号議案、東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、2月27日の本委員会へご報告した内容に基づき、国民健康保険料率等を改正するため提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。1ページ目、第14条の2、第14条の3、次に、9ページ目、第18条の2、第19条、次に、13ページ目の第19条の3は、それぞれ子ども・子育て支援納付金新設に係る文言、引用条文の追加等でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

4ページをご覧ください。第15条の4は、基礎分の保険料率、次、5ページ目、第15条の8は、基礎分の賦課限度額、第15条の12は、後期高齢者支援金分の保険料率のそれぞれ改正でございます。

6ページをご覧ください。第16条の4は、介護納付金分の保険料率の改正でございます。

7ページをご覧ください。第16条の6から9ページ目の第16条の10までは、子ども・子育て支援納付金に係る保険料率賦課限度額の新設でございます。

11ページ目の第19条の2、14ページ目の第19条の4及び15ページ目の第19条の5は、保険料率改定や子ども・子育て支援納付金新設に伴う保険料の減額に関する規定の改正でございます。

このほか、文言整理を第15条、第15条の11、第16条の3、第16条の5において行っております。

本条例の施行日は、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案についてご審議願います。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 私としては、やはり先ほど議場でも述べましたように、保険料が上がることと、あと、子ども・子育て支援金分が、やはりこちら、保険料に入ってくるということで、条例案については反対いたします。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 私もこの国保の条例、子ども・子育て支援金は、もともと国庫負担でやるべきだということで、これらを、税でも社会保障でもないということですし、これを認めることはできないということと、あと、保険料そのものが今回もまた高くなるという、この2点で反対いたします。

○委員長 あとよろしいですか。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 私どもは当初より賛成しておりますので、そのままお願いいたします。

○委員長 賛成ですね。

では、これより採決をいたします。

本案については、挙手により採決をいたします。

本案については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手多数であります。よって、本案は、原案どおり決定をいたしました。

○委員長 次に、案件第2、第39号議案、東京都台東区介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本案は、理事者報告事項、福祉部の2番、令和8年度介護保険料算定における特例措置についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第39号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 それでは、令和8年度介護保険料算定における特例措置についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。項番1、概要です。国において、介護保険法施行令が改正され、令和7年度税制改正による介護保険料収入の減少を防ぐための特例措置が規定されました。これに基づき、東京都台東区介護保険条例の一部改正が必要となったものになります。

項番2、背景です。令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が引き上げられました。これにより、一部の給与所得者については税法上の合計所得金額が減少することとなります。被保険者の介護保険料は合計所得金額及び住民税課税状況を基に算定しているため、前年度と同程度の収入額であったとしても、令和8年度の介護保険料は低く算定されることとなります。これは、現在の第9期介護保険事業計画期間中の予定外の財源不足につながることから、国が施行令を改正し、特例措置を規定いたしました。

項番3、特例措置の内容です。令和7年度税制改正前の基準で合計所得金額及び住民税課税状況を判定し、これを基に令和8年度介護保険料を算定いたします。ただし、特例措置によって非課税から課税へと判定された被保険者のうち、令和7年度に非課税であった方については、減免という形で、特例措置を講じる前の介護保険料に戻します。この特例措置及び減免は1年間のみの時限的な措置であり、令和9年度以降は行いません。

項番4、条例の一部改正については、令和8年度介護保険料算定における特例措置及び減免に係る規定を新設し、令和8年4月1日に施行いたします。

項番5、今後の予定です。本委員会後、特例措置等についてホームページで周知いたします。4月から5月にかけてシステム改修を行い、6月の介護保険料算定処理において、特例措置を踏まえた介護保険料を決定いたします。

ご説明は以上です。

続きまして、第39号議案についてご説明いたします。

ただいまご説明さしあげました令和8年度介護保険料算定における特例措置の内容について、東京都台東区介護保険条例の一部を改正、所得額の算定、算定に関する基準の特例及び減免の特例を定めるものとなります。

議案の最終ページをご覧ください。附則にて、施行日を令和8年4月1日としております。

ご説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

しくお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第39号議案及び報告事項についてご審議願います。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 質問いたします。特例措置を講じなかった場合の保険料減収はどれぐらいになるのでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 令和6年の税情報を基に試算をしたところ、約1,700万円の減収となる見込みとなっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 本来、国の制度改正で地方自治体が減少になる影響は、国の責任で補うべきではないかというふうに思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 委員おっしゃるとおり、国による税制改正のために、本来、国による補填があってしかるべきものかなというふうには考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうですね。そうですし、あと、先ほどの説明の中で、特例措置のためにシステム改修が必要だということをおっしゃいました。これにはどれぐらいの財源が必要になるのでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 約900万円と見積もっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 これは、1年だけのために900万円ですよ。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 1年のみの措置に対する費用となります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 やはりこのこと自体がおかしいのではないかと。地方自治体にこれだけ負担かける、地方自治体も思っているという中身に見えるけれども、実際は地方自治体に随分負担をかけているのではないかというふうに思うんです。それで、特例措置そのものをやめて、減税の恩恵を区として国に受けさせるということはできるのでしょうか。できないと答えると思うんですけれど。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 今回、国のほうで政令を改正しておりまして、政令の内容としまして、特例措置及び減免について規定をしております。

区においては、区の条例でその規定を引用した形で保険料の算定を行っております。そのため、政令を無視してしまうようなことは難しく、法令違反となりかねないと思っておりますので、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今回の特例措置については、受け入れざるを得ないものと思っております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうです。非常に区の苦悩が分かります。この資料によると、給与収入が150万の人が税制改正により9万1,100円の保険料になるはずだということですが、現在と同じ10万3,500円を保険料として払わなければならないということですね。やはりこのこと自体が大きな矛盾かなというふうに思うわけです。ですから、今回、本来、税制措置で国民の税制を負担を減らすんだと言いながら、介護保険料そのものでは減額されずに、それらが増えるというか、そういうことですね、この法令条例には、私としては反対をいたします。

○委員長 ほかに。

風澤純子。

◆風澤純子 委員 先ほど伊藤委員の質問で、課長のほうから、この減収分については国が行うべきだということをおっしゃったかと思うんですけども、実際に国に対してどのように意見をしたりとか、台東区として何か努力した面というのがありましたら教えていただけますか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 今回、税制改正に対する特例措置が出た後に、特別区の課長会を通じまして、国に対しまして、減収分については国の責任で十分な対策を講じ、実務的な影響を事前に考慮すること並びにシステム改修費については国において全額予算措置をするよう、要望書のほうを出してきたところでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。区として、23区としても国には要望してきたところで、それは認めますけれども、この国が出してきた案というか措置に対しては、やはり納得せざるを得ないところがあります。特例措置という、何か区民負担が減るような感じで言葉としては捉えますけれども、実は違うんですね。税制改正によって、本来だったら保険料額が減るところが、特例措置という名で保険料が全く減らないというか、元のとおりそのまま取られてしまうとか、あと、今回の資料としては入っていませんけれども、所得の低い人たちが恩恵を受けていないというところでは、やはり認めざるを得ないかなというふうに思います。

例として表を上げていただいたところで、収入額が85万円の方たち、令和6年度の収入状況が低かった人たちに対しては減免制度があるものの、令和6年度の収入がある程度はあった人たちに対しては、減免制度が行われぬ。今までこういった前年度じゃなくて、前々年度の収入がその年の保険料に影響したという例はこれまでにあるんでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 これまでにそういった例というのはございません。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 そうですね、恐らく。これまでの保険の仕組みとか税収の仕組みって、前年度の収入に応じて行われるものであって、前々年度の収入状況がまた反映されてしまうと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いうのを、こういった特例をつくること自体がやはり納得しかねますし、所得のあまり収入が多くない人にこれだけ負担がかかってしまっているという点からしても、やはりこの条例に対しては、国の政令とはいえ、反対を表明したいと思います。

○委員長 反対ですね。

◆風澤純子 委員 はい。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 今、それぞれご質問されて、いろいろと理解できたところが多いですけども、やはり区民感情からいって納得できないところというのは多くあるかなというふうに感じながらも、国の制度として、その130万円の壁というか、壁の部分で税率が変わってきてしまうみたいところで、介護保険料も変わってくるというところは、国の制度として今後段階的にこれが是正されていくわけですので、そういう意味では、理解はできますけれども、これは、国の方向に従って区は進んでいくべきだというふうに考えておりますので、自由民主党は賛成させていただきます。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 今回のこの制度改正に伴う特例措置ですけども、我が会派としても、今、岡田委員言ったように、区民感情を考えれば、今回のこの国の対応というのはなかなか我々としても不本意であるなというところがあります。風澤委員言ったように、やはり一部の方が不利益を被るような、そういった制度にもなっているということは認識しておりますけれども。

先ほど課長からありましたように、国も先ほどのシステム改修費とか、国が負担をするべきじゃないかという要望をしているということもありますし、今回のこの条例案に関しては、我が会派としても致し方ないという思いがありますので、議案に関しては賛成、報告事項も了承いたします。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 様々委員から質問があつて、今、内容を聞きました。基本的に、やはり国のほうで決めてしまっているというか、区としては何もできない状態にされてしまっていることというのは少し考えようかなとは思いますが、ただ、こういう形で従わざるを得ないというところでは、今回は会派としても賛成したいと思います。以上です。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 我が会派としまして、一部の方が不利益を被ってしまうという、その状況に関しては本当に問題があると思っています。ただ、だからといってということもあると思いますので、区長会の要望書を出していただいているということもありますので、我が会派としましては賛成とさせていただきます。

○委員長 これより採決をいたします。

本案については、挙手により採決をいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本案について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手多数であります。よって、本案は、原案どおり決定をいたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、補正予算については、報告を聴取するのみで質疑は行いませんので、よろしくお願いいたします。

福祉部の補正予算について、福祉課長、報告願います。

福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 それでは、本定例会に提案いたしました令和8年度補正予算のうち、福祉部所管に係る予算の概要をご説明いたします。

資料1をご覧ください。1ページをご覧ください。一般会計の歳出です。歳出予算を1億9,288万7,000円減額し、補正後の福祉部総額を361億7,800万9,000円といたします。

2ページをご覧ください。課ごとの内訳でございます。障害福祉課及び松が谷福祉会館におきまして、(仮称)北上野二丁目福祉施設整備の工事の計画変更に伴い、それぞれ記載のとおり減額補正いたします。また、債務負担行為につきましては、建築・電気・空調等設備工事及び工事監理委託に係る限度額をそれぞれ記載のとおり増額するものでございます。

なお、限度額につきましては、障害福祉課及び松が谷福祉会館のほか、資料記載の所管の総額で記載しております。

福祉部の補足説明についてのご説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これをもちまして、保健福祉委員会を閉会いたします。

午後 3時26分閉会